

監査結果に係る措置通知書

<p>教 育 局</p>	<p>(20 年度)</p>
<p>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</p>	<p>改 善 措 置</p>
<p>1 職務専念義務の免除 (2) 適用上の不備 ②せんだいメディアテーク (せんだいメディアテーク館長と、市民図書館館長との兼務)</p> <p>当該兼務の内容は市の職務と一定の関連性は認められるものの、本来的に市の職務ではないため、「職務命令による兼派遣」に市の職務と同一視できる等の特段の事情が認められるかどうか問題となる。</p> <p>この点につき、本件は指定管理者の業務に係るものであるが、施設の管理に関する権限を指定管理者に委任するという指定管理者制度の趣旨を鑑みれば、指定管理者の業務まで市の職務と同一視できる等の特段の事情があるといえるか疑問である。</p> <p>当該職員は兼務であるとはいえ指定管理者の業務にも従事していることから、市の職務に従事していない勤務時間が発生していると認められるため、当該業務従事について職務専念義務の免除適用に不備が生じている。</p>	<p>指摘された職務専念義務免除の適用上の不備については、平成 21 年 4 月 1 日付けで、(財) 仙台市市民文化事業団職員をせんだいメディアテーク館長として配置したことにより、市民図書館館長の兼務がなくなり解消した。</p>